

令和4年度尼崎市グリーンビークル普及促進対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化問題及び大気汚染の対策として、環境負荷の低減に寄与するグリーンビークルの普及促進を図るため、尼崎市グリーンビークル普及対策費補助金の交付手続き等について必要な事項を定める。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業及び補助金の額等に関しては、別表1及び2に掲げるとおりとする。
2 市長は、この要綱に基づき、予算の範囲内において、補助対象事業者に対して補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「グリーンビークル」とは、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (2) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。
- (5) 「リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として自家用自動車又は事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- (6) 「天然ガス自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているものをいう。
- (7) 「天然ガストラック」とは、天然ガス自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (8) 「天然ガスバス」とは、天然ガス自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- (9) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車であつて併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (10) 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成27年10月1日経済産業省・国土交通省告示第1号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車

であり、かつ、道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成28年排出ガス基準」という。）に適合する自動車）をいう。

- (11) 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ、平成28年排出ガス基準に適合する自動車）をいう。
- (12) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（自動車車検証に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものを除く。）をいう。
- (13) 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- (14) 「補助対象事業完了の日」とは、補助対象事業に係る車両の登録を終了した日をいう。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月末日（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）に当たる場合はその前日）までに、補助金交付申請書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者であつて、令和4年4月1日から令和4年12月末日までの間に、グリーンビークルの新車新規登録をしたもの、又は使用過程車の天然ガストラック若しくは天然ガスバスへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたものは、補助対象事業完了の日（当該日が令和4年4月1日から令和4年6月12日までの間のいずれの日である場合にあつては、同年6月13日）から60日を経過する日（当該日が休日に当たる場合はその前日）までに補助金交付申請兼実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、市長が別に補助金交付申請書等の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

（交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかに当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、別表1又は2の定めるところにより補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による補助金交付申請兼実績報告書の提出があつたときは、

速やかに当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、別表1又は2の定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定及び額の確定を行うものとする。

- 3 前2項の補助金の交付決定は、交付申請書を受理した順に、予算の範囲内で行うものとする。ただし、補助金申請額の総額が予算の範囲を超えた日に複数の交付申請書を受理した場合、別途定める方法により抽選を行い、交付対象とする申請者を決定し、交付決定を行うものとする。
- 4 市長は、交付決定について、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

（交付申請の取下げ）

第6条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容、又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日（当該日が休日に当たる場合はその前日）までに、補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の計画変更の承認申請）

第7条 交付決定者（第5条第2項の規定により、交付決定を受けた者を除く。以下、次条から第11条までにおいて同じ。）は、補助対象事業の内容、又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

第8条 交付決定者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助対象事業事故報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業完了の日から遅滞なく、また、令和5年3月末日（当該日が休日に当たる場合はその前日）の午後5時までに、補助対象事業実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表1又は2に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第10号)により補助金の額の確定について交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第12条 前条の通知又は第5条第2項の通知を受けた交付決定者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第11号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金支払請求書の提出があったときは、その内容が適正であることを確認したうえ、補助対象事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の目的に反して補助対象車を使用したとき。
- (6) 第15条の規定による報告等について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 法令又は条例、若しくはこの要綱に違反したとき。
- (8) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2号から第4号までに該当するとき。
- (9) 暴力団等の利益になるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業に係る報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業について随時報告を求め、又は指導及び調査することができるものとする。

(事業完了後の監査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の適否及びその成果に関し、監査できるものとする。

(財産処分の制限)

- 第17条 交付決定者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付決定者は、別表1又は2に掲げる財産処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 3 交付決定者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額）が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(帳簿の保存義務)

- 第18条 交付決定者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了の日から5年間保存しなければならない。

(細目)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月13日から実施する。

(要綱廃止)

- 2 令和3年度尼崎市グリーンビークル普及促進対策費補助金交付要綱（令和3年11月1日、以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、令和3年度以前に旧要綱の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業については、なお従前の例による。

別表 1

補助事業名	運送事業者へのグリーンビークル普及促進補助事業	
補助事業の目的	事業者等に対して、グリーンビークルの導入事業に要する経費の一部を国と協調して補助することにより、グリーンビークルの普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気環境汚染の改善及び地球温暖化の防止に資する事を目的とする。	
補助対象事業	天然ガストラック及び優良ハイブリッドトラックの導入	天然ガスバス及び優良ハイブリッドバスの導入
補助対象事業者	次のいずれにも該当する者であること。 1 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、リース事業者（ただし、賃料総額に補助金相当額分の値下がり反映されることを要件とする。）又はその他これらに準ずるものとして市長が認定した者 2 尼崎市内に事務所又は事業所を有する者 3 当該補助により導入する車両について、使用の本拠が尼崎市内にある者	
補助対象経費	導入自動車の車両本体価格（天然ガス自動車への改造に要する経費を含む。ただし、あらかじめ所有する使用過程自動車を天然ガス自動車に改造しグリーンビークルを導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。）	
補助率	1 / 6	1 / 3
補助金の額	国が定める補助対象経費と通常車両価格の差額（天然ガス自動車への改造費相当額）に補助率を乗じて得た金額以内とする。 なお、トラックについては、1台につき500千円を上限額とする。	
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 1 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 2 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）	
財産処分制限	自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針（令和4年3月31日付け国自技環第195号、国自旅第560号、国自貨第128号、以下「運用方針」という。）に定める期間	

備考

- 1 補助対象事業については、自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱（令和4年3月31日付け国自技環第194号、国自旅第559号、国自貨第127号、以下「国要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受ける車両であること。
- 2 補助対象経費に係る消費税は、補助対象としない。
- 3 「国が定める補助対象経費と通常車両価格の差額（天然ガス自動車への改造費相当額）」については、運用方針に定める金額とする。
- 4 補助金交付決定額及び補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表 2

補助事業名	グリーンビークル導入補助事業
補助事業の目的	事業者等に対して、グリーンビークルの導入事業に要する経費の一部を補助することにより、グリーンビークルの普及を促進し、もって自動車排出ガスによる地球温暖化の防止及び大気環境汚染の改善に資する事を目的とする。
補助対象事業	次に掲げるいずれの項目にも該当すること。 1 電気自動車及び燃料電池自動車の新車導入にかかる事業 (自動車検査証に記載される用途が乗用又は貨物であるものに限る。) 2 主として営業等、事業活動において活用するグリーンビークルを導入する事業
補助対象事業者	次のいずれにも該当する者であること。 1 以下の(1)～(9)に掲げるいずれの項目にも該当しない個人若しくは法人の事業者、又はそれらを自動車貸渡しの対象としたリース事業者(ただし、賃料総額に補助金相当額分の値下がり反映されることを要件とする。) (1) 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人 (2) 電気事業者(「日本標準産業分類」における小分類331に分類される事業者であって、電気自動車を購入する場合に限る。) (3) 水素ガス事業者(「日本標準産業分類」における中分類34に分類され、水素ガスを取り扱っている事業者であって、燃料電池自動車を購入する場合に限る。) (4) 自動車製造業者(「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者) (5) 自動車卸売業者(「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者) (6) 自動車小売業者(「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者) (7) 総合リース事業者(「日本標準産業分類」における細分類7011に分類される事業者であって、上記(1)～(6)に対してリースするためにグリーンビークルを購入する場合に限る。) (8) 自動車賃貸業者(「日本標準産業分類」における細分類7041に分類される事業者であって、上記(1)～(6)に対してリースするためにグリーンビークルを購入する場合に限る。) (9) その他グリーンビークル導入補助に当たり不相当と認められる事業者等 2 尼崎市内に事務所又は事業所を有する者 3 当該補助により導入する車両について、使用の本拠が尼崎市内にある者
補助対象経費	車両本体価格
補助金の額	1 電気自動車 15万円 2 燃料電池自動車 60万円
財産処分制限	令和4年度クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 交付規定(経済産業省)にて定める期間

備考

補助対象経費に係る消費税は、補助対象としない。